



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世末期ニュルンベルクにおける都市当局と暴力
Author(s)	池田, 利昭
Citation	西洋史論集, 1, 15-33
Issue Date	1998-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37413
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_15-33.pdf



中世末期ニュルンベルクにおける都市当局と暴力

池 田 利 昭

はじめに

本稿の課題は、中世末期の帝国都市ニュルンベルクを例に、都市当局（都市参事会）の暴力事件への対処の仕方を分析することによって、当局の都市支配の特質を説明することにある。商取引の場としての都市は、特別に高い程度において平和（治安）の維持を必要とした。そのため、暴力事件を処罰し、都市の平和を回復することは、都市当局にとって、その都市支配の本質にかかわる任務であった。したがって、都市当局の暴力事件への対処に都市当局の都市支配の在り方が端的に現れていると思われる。

ところで、都市平和の問題は、これまで「公的な」犯罪人処罰制度（公刑罰の体系）の形成と、公刑罰による「私的な」暴力の排除・抑圧という観点から論じられてきた。周知のように、中世ヨーロッパ社会は、本質的には、暴力的社会であった。人々は、紛争を解決するために、合法的な手段として実力（暴力）を用いることができたのであ

る。しかし、このような社会にあって都市は、特に平和の維持を必要とした。そのため、「都市君主および都市共同体は、都市法という形において、平和維持のための刑法的規定を制定し、違法行為（犯罪）に対しては、専ら公権力による制裁（公刑罰）が科せられるべきものとしたのである。そして都市においては、流血裁判権を有する都市裁判所（都市君主の裁判所および都市共同体の裁判所）が整備されたので、裁判手続きによる制裁（公刑罰実施）の仕組は現実の実効性のあるものとなった」とされている⁽²⁾。

このように、中世ヨーロッパの暴力的社会にあって、いち早く公刑罰の体系を確立した中世都市は、E・イーゼンマンが、「都市参事会は、感情にまかせて容易に激昂して、極めて性急に暴力に訴える傾向のあった社会において、暴力行為を抑圧することを断固として追求した」と述べ、また、「都市の支配団体は、M・ウェーバーによって近代的国家性の特徴の一つとされた正当な物理的暴力行使の独占を達成した」と評価しているように、「文明化の過程」や近代国家形成史

の観点から、その重要性を指摘されている。

しかし、このように社会の近代化の側面に焦点を当てた見方に対し、中世後期チューリヒの都市裁判所の機能に関するS・ブルクハルトの研究は、中世後期の都市における都市当局と暴力の固有の關係に注目している。彼女は一三七六年から一三八五年までのチューリヒ都市裁判所における一四八七件の裁判記録を分析し、その結果、都市裁判所の機能が、暴力行為（行為者）の刑罰による排除・抑圧ではなかったと述べる。彼女の分析によれば、チューリヒの犯罪構成においては暴力事件が最も多数を占めた。⁽⁶⁾ なぜなら、当時の男性は名誉を自ら防衛するために頻繁に闘争を起こしたからである。それに対して都市当局は、都市平和を守るために暴力事件を処罰せねばならなかった。その際の処罰は通常、贖罪金であり、それは罰金として当局に支払われるものと、賠償金として被害者に支払われるものの二つからなった。追放刑や体刑は稀であった。さらに、処罰を受けたことによるツント資格や都市官職の剝奪も認められなかった。したがって、処罰の目的は加害者を排除・抑圧することではなかった。むしろ都市裁判所は、加害者に罰金と賠償金からなる処罰を加えることによって一方で被害者の傷つけられた名誉を回復し、他方で加害者の共同体への再統合をはかり、こうして都市平和を回復することをめざしたのである。

ブルクハルトの研究は、都市裁判所の機能が規律化ではなく、主に暴力事件の調整であったことを示している。また、G・シュヴェルホフの研究も暴力に対する都市当局の同様の対応が一六世紀後半の都市ケルンにおいても確認できることを示している。彼は、ケルンの都市

参事会が記録した「Turnbücher」と呼ばれる尋問調書集から三つのサンプル（一五六八―一五七二年、一五八八―一五九二年、一六〇八―一六一二年）を抽出し、都市ケルンの刑事司法システムと個々の犯罪類型の特質を分析した。⁽⁸⁾ その分析によると、総数一九九三人の逮捕者のうち、暴力犯罪の範疇（暴行、傷害、格闘等）に分類された者は四一七人（二〇・九パーセント）で、最も多数を占めた。⁽⁹⁾ 暴力犯罪に対する都市当局の処罰を見ると、二〇八人はそのまま釈放され、七九人が拘禁刑に、二八人が罰金刑に処せられている。Turnbücherからは把握されないが、そのまま釈放された者も実際には、釈放に際して当局に罰金を支払っていたようだ。加えて被害者に治療費を支払ねばならなかった。三〇人は都市追放刑に処せられたが、被追放者の大部分は余所者か、周縁集団に属している者であった。同じく三〇人がケルン大司教の上級裁判所へ送られ、そのうち四人のみが死刑に処せられた。以上のデータは、逮捕者の多くが都市への罰金と被害者への賠償金を支払って釈放されていたことを示している。この傾向は殺人事件においても変わらない。⁽¹⁰⁾ 注目すべきは、しばしば釈放が都市参事会の恩赦によってなされたということである。このことは、より厳しい刑が恩赦によって軽減されたことを暗示している。もちろん恩赦は総花的におこなわれたわけではなく、その際、犯人の親族、隣人、友人、仕事仲間による当局に対する恩赦の請願が重要な役割を果たした。恩赦の請願は、犯人の共同体への復帰が社会的に望まれ、排除が社会的に望まれないことを当局に知らせた。なるほど当局は刑罰権を独占的に行使はしたが、当局に対するこのような社会的な要請に配慮し、

恩赦をおこなったのである。逆に、強盗犯や子殺し女は厳しく処罰された。⁽¹¹⁾ そのような犯罪に対する厳しい処罰は原則として市民の反対にあわないものであった。このような状況が生じた背景には都市当局の支配の脆弱さがあった。都市当局のヘルシャフト的行為は、現実には社会的要請に配慮しつつ、都市当局と市民との間の幅広いコンセンサスに拠って遂行されざるをえなかったたのである。恩赦はこの脆弱さをシステムの取り繕うための有効な手段であった。

以上、チューリヒとケルンに関する研究を見てきたが、本稿で扱われるニュルンベルクは、しばしば「ツンフトなき都市」とよばれ、都市貴族によるきわめて強固で、安定した都市統治体制を築き上げた都市とされる。⁽¹²⁾ すなわち、ニュルンベルク市参事会は、一方で一四世紀前半までに皇帝の都市支配を代行する都市代官に代わって事実上都市統治権を掌握し、⁽¹³⁾ 他方で一三四八―一三九九年の一部都市貴族と手工業者層による反乱の鎮圧の後、手工業者団体を一層厳格な管理下に置き、⁽¹⁴⁾ こうして都市とその市外領域における行政権、立法権、裁判権を自らに集中した。また、都市参事会の議席を実質的に独占した家門は、都市参事会の議席を代々世襲し、*Patriziat*（都市貴族）と称して一般市民の上に君臨した。⁽¹⁵⁾ したがって、中世末期においてすでにニュルンベルク市参事会は、その自己理解と政治的実際において「お上」（*Obrikeit*）であったといえよう。W・ブーフホルツは、この、いわば統治するお上とそれに従う「臣民」（*Untertan*）に集約された都市参事会と市民の関係のなかで、都市参事会が市民の生活領域の様々な面を規律化したことを具体的に記述している。⁽¹⁶⁾ もちろん、こうした研

究は都市参事会の市民に対する支配の重要な一側面を解明する。しかし、上述のブルクハルツとシュヴェルホフの研究を念頭に置けば、都市参事会と市民の関係を命令・服従関係のみに集約し、都市参事会の「国家的」支配の側面に焦点を当てることによって都市支配の特徴がすべて明らかにされたとはいえないであろう。したがって、以下で、中世末期ニュルンベルクの都市参事会が暴力事件にどのように対処したかを分析し、その対処の仕方にニュルンベルク市参事会の都市支配のどのような特徴があらわれているかを考察する。⁽¹⁶⁾

このような課題の検討において、本稿においては、まず一で都市の治安維持機構の考察をおこなう。中世末期ニュルンベルクにおいてあらゆる権限が都市参事会へ集中したことについてはすでに述べた。しかしシュヴェルホフは一六世紀ケルンにおいて、都市の治安維持を担った下級役人の数の少なさ、専門知識の欠如、腐敗を指摘したうえで、犯罪と戦うための都市の役人は、「有効に機能するために必要な規模も専門性も持っていなかった」と述べて、全ての権限が都市参事会へ集中されたからといって、それによって都市参事会の支配の現実における「脆弱さ」を見過ごすことはできないと主張している。⁽¹⁷⁾ 暴力事件への都市当局の対応は、都市当局の統治能力と密接な関係にあった。したがって、二で具体的な事例に基づいて都市当局が暴力事件にどのように対応したのかを分析するまえに、ニュルンベルクにおける都市の治安維持機構の分析を通じて都市参事会の支配の現実を改めて検証する必要がある。

註

- (1) 林毅『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂、一九八六年、一五四頁。
- (2) 同上、一五四頁。
- (3) E. Isenmann, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter: 1250-1500, Stuttgart 1988, S. 76.
- (4) Ebd., S. 75.
- (5) S. Burghartz, Disziplinierung oder Konfliktregelung? Zur Funktion städtischer Gerichte im Spätmittelalter: Das Zürcher Ratsgericht, in: Zeitschrift für Historische Forschung (= ZHF) 16, 1989, S. 385-407. など、ブルクハルツの研究の紹介に関しては、千葉徳夫「中世後期・近世ドイツにおける都市・農村共同体と社会的規律化」、『法律論叢』第六七巻、第四・五・六号、一九九五年、四六〇—四六一頁を一部参考にした。
- (6) 傷害事件(三七パーセント)が最も多数を占め、名誉毀損(一八パーセント)、経済犯罪(一五パーセント)がこれに続いた。Burghartz, Disziplinierung, S. 395.
- (7) G. Schwerhoff, Köln im Kreuzverhör. Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in einer frühneuzeitlichen Stadt, Bonn, Berlin 1991.
- (8) シュウェルホフが分析した犯罪類型は暴力犯罪の他、政治・宗教犯罪、強盗、窃盗、風俗犯罪、子殺し・堕胎・嬰兒遺棄、魔術など多岐に及んだが、このではテーマとの関連から、暴力犯罪についてのみとりあげる。
- (9) 統計資料に関しては、Schwerhoff, Köln, S. 458-468.
- (10) 七一人の逮捕者のうち、三五人が釈放され、一人が追放刑に処せられた。二人が上級裁判所に送られたが、死刑に処せられたのは七人であった。
- (11) 暴力犯罪と殺人事件の死刑率がそれぞれ、一パーセント、一一・三パーセントであるのに対して、強盗と子殺しのそれはそれぞれ、一四・七パーセント、二〇パーセントであった。
- (12) ニュルンベルクの統治構造に関する文献は枚挙にいとまがないが、最近のもをとり、V. Groebner, Ratsinteressen, Familieninteressen. Patrizischen Konflikt in Nürnberg um 1500, in: K. Schreier und U. Meier (Hgg.), Stadtrecht und Bürgerfreiheit. Handlungsspielräume in deutschen

- und italienischen Städten des Späten Mittelalters und der Frühen Neuzeit, Göttingen 1994, S. 278-309; R. Endres, Grundzüge der Verfassung der Reichsstadt Nürnberg, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanische Abteilung (= ZRG., Germ.) 111, 1994, S. 405-421; 田中俊之「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」」、『史林』第八〇巻、第六号、一九九七年、三六—六九頁、があげられる。
- (13) 佐久間弘展「中世後期ニュルンベルクにおける参事会都市支配の確立」、『西洋史論叢(早大)』第八号、一九八六年、四五—六二頁。
 - (14) Endres, Grundzüge, S. 408-410.
 - (15) W. Buchholz, Anfänge der Sozialdisziplinierung im Mittelalter. Die Reichsstadt Nürnberg als Beispiel, in: ZHF 18, 1991, S. 129-147.
 - (16) 本稿において考察の対象とされる期間は主に一五〇〇年頃の短期間に限定される。したがって静態的な態様の分析が問題とされ、動態的な発展に関する問題には答えられない。なお、山本氏は領邦都市ランツフトを例に「権力の確立」と「フェーデの克服・否定」という二側面を併せもつ「ウーアフエーデ」を手がかりとして、一三—一五世紀を通した市民と都市権力の関係の変容を描かれた。山本健「南ドイツのウーアフエーデ(Urfriede)にみる中世都市社会の変容」、『歴史学研究』五八七号、一九八七年、二六—三五頁。
 - (17) Schwerhoff, Köln, S. 445.
 - (18) Ebd., S. 56, 61.

一 ニュルンベルクの治安維持機構

(一) 治安維持に関するポリツァイ条令

ここではまず、都市参事会が治安の維持のために発布した法的規制を一五世紀に発布されたポリツァイ条令に基づいて考察する。

中世末期のニュルンベルクでは暴力事件が多発していたようだ。ニュルンベルクの富裕なビール醸造業者で、一時期都市の乞食担当官にも

就いていたハインリヒ・ダイクスラー（一四三〇～一五〇六／七年）の年代記には流血の傷害事件や殺人事件が頻繁に描かれている。⁽¹⁾例えば、一四九三年には「聖霊降臨祭（五月二六日）にクソツ・ブラウンという者が、ある都市参事会を刺し殺した、そして、その後聖バルトロマイの日（八月二四日）まで、ブラウンの事件を含めて、五人が刺し殺され、一人も逮捕されなかった」とダイクスラーは記述している。また、一五〇五年にはビール醸造業者のパウルス・アイゼンフートがヴォルンシュラーハーという名の者を椅子で殴り殺した。原因は、「アイゼンフートが彼の妻と下女を殴っていたので、ヴォルンシュラーハーがアイゼンフートの家に入ってきて、良き隣人として親切心からアイゼンフートを叱責した」からであった。それに対して怒ったアイゼンフートは「ヴォルンシュラーハーを殴り殺した」⁽³⁾。

暴力事件の多発は、時代は遡るが、ある程度数字によって裏付けることができる。W・シュルトハイスによって編集されたニュルンベルク都市外追放者名簿一二八五―一四〇〇年⁽⁴⁾を利用して、そこに記載されている犯罪の種類と件数、犯罪が起きた場所と時間、犯人の社会的背景と動機、起訴手続の変化などの数量的分析を試みたM・シュスラーによれば、そこに記録されている全一一六二件の犯罪のうち、犯罪の種類を確認できる事件は七〇四件であり、そのうち殺人事件が一四八件、傷害事件が一〇一件で、合わせて全体の三七パーセントを占めていた。⁽⁵⁾次に多い経済犯罪の割合が二五パーセント弱であったから、ニュルンベルクの裁判において暴力の問題が大きな割合を占めていたことを推測できる。ニュルンベルクのこの特徴は、上述のブルクハルツや

シュヴェルホフの研究が示すように他の中世後期・近世都市の研究においても確認される特徴である。

このように頻発した暴力事件を防ぐために都市当局はポリツァイ条令による規制をおこなった。規制の中心をなしたのは武器携帯の制限であった。暴力事件の予防にとって武器携帯の制限は不可欠であったからである。すなわち、前述のシュスラーの研究によれば、殺人・傷害事件においては武器が頻繁に使われた。五七件の武器が使用された事件を確認できる。そのうち三九件においてナイフが使用されている。また、殺人・傷害事件における行為者と犠牲者の男女の比率は約二〇（五四八人）対一（二七人）で圧倒的に男性が多数を占めていた。⁽⁶⁾したがって武装して対決すること、これが当時の男性にとって典型的な暴力事件の型であったといえよう。広く普及していた武器の携帯が闘争に傷害や殺人にいたる重大な結果をもたらしたのである。

このような実情に対応するために、ニュルンベルクの都市代官と都市参事会はずでに一三〇二年に市内での武器の携帯に関する最初のポリツァイ条令を制定している。⁽⁷⁾それによれば鋭利なナイフと剣の携帯が禁止され、市内に宿泊する客人は、宿屋の主人に所持している武器を預けなければならなかった。違反すると、罰金刑か都市追放刑に処せられた。

一五世紀には都市参事会は武器の携帯に関するより大がかりなポリツァイ条令を制定している。それによれば都市参事会は殺人、不具、傷害、騒ぎを未然に防ぐために、「市民であれ、都市住民であれ、客人であれ、何人たりとも、市内において昼夜を問わず、切れ味の鈍い

パン切りナイフを除く、あらゆる種類の武器——それがどのように作られ、あるいはどのような名で呼ばれていようとも関係なく——を携帯してはならない」と規定し、違反者に対しては、武器を没収したうえで、新ヘラー二プフントの罰金を科した。⁽⁹⁾さらに、それらの武器を抜いた場合には新ヘラー五プフントの罰金刑に処せられ、罰金を支払えない場合には、都市から三マイル離れたところに追放されることになった⁽¹⁰⁾いた。

都市参事会は市内でもとりわけ居酒屋（宿屋）、女性の館Frauenhaus（市営の娼家）、ハラーヴィーゼ（都市当局が一四三四年に市民の憩と競技の場として購入したベグニッツ川沿いの緑地）における武器の携帯を特別に厳しい罰金をもって禁止した。⁽¹¹⁾すなわち居酒屋と女性の館内で武器の所持を咎められた場合の罰金額は市内一般においての二倍の新ヘラー二プフントであった。

この条令は、武器の携帯の取締に関する規定も含んでいる。武器携帯を取り締まり、違法な武器を押収することは捕吏の職務であった。

都市参事会は捕吏に対して、上記の武器の携帯を居酒屋（宿屋）の内外において何人に対しても捜査し、可能な限り逃さずに武器を押収すべきことを宣誓させた。⁽¹²⁾

また、ある者が、規定に逆らって敢えて武装し、そのような禁止された武器を自らのもつて（捕吏に）捜査させ、あるいは押収させることを敢えて拒もうとしたときには、都市参事会は、その者に対して上述の罰金刑の他に、その者の不従順の程度に応じて、体刑あるいは財産刑を科した。⁽¹³⁾

都市の捕吏のみならず、居酒屋（宿屋）の主人も武器の携帯を取り締まる義務を負っていた。すなわち、居酒屋の主人、主人の妻、あるいは主人の代理人は、自分の居酒屋に來た者たちが、その携帯している武器を居酒屋の外に置いてこない限り、居酒屋で酒を飲ませたり、席に座らせてはならないことになっていた。居酒屋の主人らがこの規定を破って、武器を携帯している者を居酒屋において酒を飲ませたり、席に座らせた時には、主人らは武器を携帯していた者一人につき、新ヘラー二プフントの罰金刑に処せられた。⁽¹⁴⁾

都市参事会は、武器の携帯の禁止とやらんで、夜間外出の禁止の措置を治安の維持のためにとった。夜間の外出に関する一四七一年のポリツァイ条令では、夜の二時を告げる鐘が鳴ると何人であれ、明りを持つことなく外出してはならなかった。違反すると、新ヘラー二プフントの罰金に処せられ、支払えない場合は追放刑に処せられた。しかし、たとえ明りを持っていたとしても、通りで捕吏に呼び止められ、捕吏がその者を誰であるか確認できなかったときは、その者は投獄されることになっていた。⁽¹⁵⁾

その他、市民・都市住民は殺害者やその他の犯罪者を追跡する義務を負わされていた。すなわち一四七八年以降のポリツァイ条令でニュルンベルクの市民・都市住民は、人を傷つけたり、あるいは殺害した者を見つけたとき、あるいは犯罪者を見つけたことを知らされたときには、誰かに要請される、あるいは要請されないにかかわらず、その犯罪者を昼夜を問わず、追跡する義務があり、また、他の市民や都市住民にその犯罪者を追跡することを促す義務があった。捕らえられた

犯罪者は都市参事会に引き渡されねばならなかった。そして、義務を果たした者には参事会より報償金が与えられ、逆に義務を怠った者は新ヘラー五〇プフントの罰金刑に処せられ、払えない者に対しては体刑が科された。⁽¹⁵⁾

以上、都市の治安維持に関するポリツァイ条令を見てきたが、このような条令が市民によって守られているかを監視し、違反者を捕らえたのは捕吏と市兵であった。そこで次に、捕吏と市兵に関する考察をおこなう。

（二） 捕吏と市兵

都市の治安維持の任務を担った役人は主に捕吏と市兵であった。⁽¹⁶⁾以下では、①捕吏と市兵の職務、②規律、③市民との関係について考察する。

① 職務

捕吏は市内の治安維持のために雇われた。それに対して市兵は本来都市の防衛のために都市参事会によって雇われ、対外戦争の際には市兵が投入された。しかし、捕吏が対外的な任務のために投入されたこともあり、また、市兵は市内の治安維持のためにも用いられたので、両者の間に任務上の重要な区分は存在しなかったと考えてよい。⁽¹⁷⁾

常備の捕吏は一四世紀中頃以降に現れる。⁽¹⁸⁾一四三〇年までは四人の、一四三一年以降は五人の捕吏が存在した。マルクグラーフ戦争（一四四九—一四五三年）の際には一時的に新たに四人の捕吏が雇われた。

一四六五年には八人の刑吏と六人の捕吏が確認されるが、一五世紀の末頃には捕吏の数は再び四—五人に減った。しかし、一五〇二年には捕吏の数は一六人まで増加している。⁽¹⁹⁾捕吏の最も重要な任務は、市兵とともに犯罪者を逮捕し、禁止された武器を押収し、死刑や公開刑の際には刑吏を補助し、都市参事会によって制定された条令の市民による遵守を監視することによって、市内の安全を確保することであった。彼らは昼夜を問わず、通りの平穏と秩序に配慮し、火事の際には市長や街区長官（Viertelmeister）に知らせねばならなかった。⁽²⁰⁾捕吏の一部は一四七〇年に設置された糺問局に下属した。⁽²¹⁾糺問局とは主に使用人と雇用主の間の争いを扱い、また市内の衛生と秩序および商品の品質と値段を監視し、手工業規約に違反した手工業者を処罰し、宣誓親方の任命をおこなう機関であった。⁽²²⁾それに属した捕吏は罰金刑の判決を受けた市民・住民から支払い期限のきた罰金を取り立てる任務を負った。同時に若干の捕吏は債務者拘留塔の囚人の監視も行わねばならなかった。⁽²³⁾捕吏の中には採用されると同時に市民権を得た者もいた。⁽²⁴⁾それに対して市兵は必要に応じて投入される治安部隊という性格を持っており、事実上第二級の捕吏であった。したがって市兵は容易には市民権を獲得できなかったようだ。⁽²⁵⁾市兵の存在に関しては、一四四九年まで遡れる。すなわちその年に勃発したマルクグラーフ戦争の際に五〇人程度雇われ、市門の守備や、同盟関係にあった諸侯や他の帝国都市の支援のために派遣された。都市参事会は市兵を戦争終結後も引き続き雇い、市内の警備のために使用した。⁽²⁷⁾市内の治安維持における市兵の役割は、一五世紀の末以降明らかに増大した。一四七七年に都市

参事会は市兵に市内における常時の武器の携帯を許可した。この時期以降、主に市兵が日常において都市参事会のオーブリヒカイトとしての權威を体现するようになった。すなわち市兵は街頭に立ち、市庁舎の前で見張りに立ったのである。市兵はまた、騒ぎが起こりやすい手工業職人の集会場所などを警戒した。加えて市兵はカーニバル、皇帝の訪問、年市、死刑執行などの特別な機会に捕吏を支援するために集中的に投入された。⁽²⁸⁾ 捕吏と市兵のその他の重要な任務として囚人をニュルンベルクへ護送し、都市裁判所へ引き渡すことがあった。⁽²⁹⁾

② 規律

捕吏や市兵の規律の質は市民にとって好ましいものではなかった。このことは、とりわけ捕吏や市兵が市民・都市住民を逮捕するときや、彼らから罰金を取り立てるときに問題となった。すなわち、捕吏や市兵がその際に市民を不当に乱暴に扱い、その結果、処罰されるケースがたびたびあったからである。⁽³⁰⁾ 夜警の際には捕吏は常に職務行為において容疑者の法的地位を考慮せねばならなかった。夜間、武器を携帯していたところを見つけられたり、疑わしい態度をとった非市民を捕吏は職務権限上牢獄に引き連れていくことができた。それに対して市民に対してはこの強制手段は禁止されていた。捕吏は市民に対しては翌日都市の下級裁判所である、五人裁判所で弁明するよう命令することになっていた。その際この命令に効力を持たせるために捕吏はその市民から担保（保証金）を取るができた。しかし、このような細かな職務規定を遵守することは捕吏や市兵にとっては困難であったと

みえ、彼らはしばしば乱暴な措置をとった。⁽³¹⁾ 一四九四年に都市参事会は、捕吏に対して武装解除に応じない者を酷く殴らず、都市参事会に届け出るべし、と強く命令している。⁽³²⁾ この過剰な暴力は市民が捕吏や市兵に対して強い反感を持つ原因となった。暴力の過剰と同様に彼らの職務怠慢も市民の不評を買った。⁽³³⁾ 一四六一年に都市参事会は新しい捕吏を任命する際に、職務に対して不熱心で、乱暴に振る舞い、勤務中に酒を飲む者を解雇すると警告したが、職務怠慢を防止することはできなかった。⁽³⁴⁾ この捕吏と市兵の規律の問題は彼らの経済状態と関係している面があった。そこで、以下では特に捕吏の経済状態について考察してみよう。

捕吏の経済状態はどのようなようになっていたのであろうか。捕吏は都市から僅かな基本給とその時々職務行為に関して別個に支払われる報酬を得ていた。P・ザンダーは一四三一年から一四四〇年までの捕吏の毎年の基本給を平均を三〇プフントと算出した。彼らはそれに加えて毎年の聖霊降臨祭、メーゲルドルフの教会祭、冬至と夏至、聖エギディエンの日にそれぞれ二と二分の一シリングを得ていた。⁽³⁵⁾ V・グレーブナーによれば、捕吏の基本給の平均は一日当たり約二・五プフェニヒで、それは平均で一日当たり約一〇プフェニヒを得ていた未熟練労働者の日当の約四分の一に過ぎなかった。⁽³⁶⁾ 皇帝がニュルンベルクを訪れたときのように、通常より厳重な治安が必要とされる際には、特別な報酬が支払われた。押収された武器を売却して得られた金の半分は捕吏の収入になった。⁽³⁷⁾ 糾問局に勤務して、罰金を取り立てていた捕吏は、特別に報酬を支払われていたので、その捕吏の収入は他の捕吏の

それと分けて考えねばならない。債務者拘留塔の監視からも捕吏は追加の収入を得た。その金額は一五三〇年の参事会決定によれば週給二四プフェニヒであった。⁽³⁸⁾一四八四年に捕吏と刑吏に対して都市の官吏と新加入の市民から若干のチップを受け取ることが認められた。このチップの収入は共通の金庫に入れられ、定期的に分配された。⁽³⁹⁾しかし、居酒屋・宿屋の主人にチップを要求することは、一五世紀末以来繰り返して禁止された。捕吏が賭博、法定閉店時間などを監視するために巡回し、そしてまた、暴力沙汰が頻繁に起こった居酒屋・宿屋という敏感な場所で捕吏や市兵は買収の危険にとくにさらされていたからである。⁽⁴⁰⁾

この分散した収入構造からニュルンベルクの捕吏が実際にどのような経済状態にあったのかを知るのは困難である。ただ彼らの収入が生活するために十分でなかったことは明らかである。⁽⁴¹⁾そのため、彼らは他の職業に従事し、別の収入源を開拓するために、しばしば勤務時間を使い、その一方で、捕吏の職務を第三者に、とりわけ家族の者に委託した。一六世紀の捕吏に対する都市条令は繰り返し副業に専念しないよう戒告している。⁽⁴²⁾

捕吏の責任意識の低さは収入の低さに対応していた。犯罪をそれほど熱心には取り締まらず、最も目をつけられるべき被追放者が都市に出入りした。⁽⁴³⁾薄給のためによく買収された。それどころか本来犯罪を防止するはずの捕吏や市兵自身が少なからず罪を犯した。参事会によって頻繁に訓戒や戒告が発されているにもかかわらず、一四八二年から一四八八年までの間に七人の捕吏と刑吏が犯罪行為によって処罰され、

あるいは職を辞さねばならなかった。⁽⁴⁴⁾刑吏や捕吏に対する告発は窃盗、騒ぎ、罰金を取り立てる際の暴力、禁止された賭博、名誉毀損、姦通など様々であった。しかし、有罪の判決は必ずしも犯罪者が永久に都市への勤務から追放されることを意味しなかった。むしろ事態は逆であった。⁽⁴⁵⁾例えば、捕吏のウルリヒは、一四八二年に窃盗で処罰された。しかし、彼は職にとどまり、最終的に一四八四年に市民権を与えられた。⁽⁴⁶⁾同じく一四八四年に捕吏のヴァルターが女性の館において無実の者を不当に傷つけたことによって職を辞さねばならなかった。しかし、彼は一四八七年に再び捕吏として雇われ、さらに彼に科されていた罰金の支払いがカーニヴァルの日まで猶予された。一年後、参事会は彼の未払い分の罰金をすべて免除した。彼は最終的にワイン広場の樽口開封官に就くことによって、捕吏職を辞した。⁽⁴⁷⁾ミヒエル・ドロツェヒの経歴も多彩であった。彼は一四八四年に市の刑吏に採用された。一四八六年に彼は姦通罪で解雇された。しかし彼はニュルンベルクに滞在していたポーランド王の恩赦のとりなしによって再び雇われた。しかし彼は一四九〇年に最終的に「貧しい娘との親しげな行為と印刷工から数グルデン巻き上げたことによって」解雇された。⁽⁴⁸⁾

③ 市民との関係

このように一五〇〇年頃、捕吏や市兵は、粗野で賄賂が利き、信頼のできない存在であった。市民は彼らに対して激しく抵抗した。例えばダイクスラー年代記には一五〇二年に「あるチーズ製造業者が、晒柱に架けられ、一〇年間と一〇マイルの都市追放刑に処せられた。

(なぜなら)彼は、捕吏が彼からナイフを取り上げようとするのを拒んだからだ」という記述が見られ、また、一五〇三年には製パン業者の息子が、エスリンガー出身の若い男を刺し殺して捕吏に捕らえられた庭師の息子を捕吏から奪いかえしたことによって、晒柱に架けられ、その後、ドナウ川の彼方へ永久追放に処せられている。⁽⁵⁰⁾

さらに以下の事件も市民と捕吏の関係を示すものとして興味深い。一五〇〇年に聖ゼバルドゥス教会の教区学校の学生が校門を閉じ、バリケードを築いて校舎を封鎖し、武器を取って校舎にたてこもった。教師は最初、助教師を派遣して学校を解放しよう説得を試みたが、学生側は応じなかった。窮した教師は実力行使を決意し、捕吏を呼びに行かせた。しかし、捕吏は、教師が少し前に捕吏に対して「捕吏は絞首台で盗人を支配していればよい、教師は捕吏の助けを借りないで自分の学生を支配するのだ」と言ったことを持ち出して、教師の要請を拒否した。その後、市長が捕吏に校舎を解放するよう命令してようやく、捕吏は校舎に突撃した。⁽⁵¹⁾

ここで引用された教師の言葉は、捕吏という職業に対する軽蔑の念を表している。この軽蔑の念は「絞首台で盗人を支配してればよい」という言葉が端的に示しているように、捕吏がその職業がら、常に盗人などの罪人と接触を持っていたことと、絞首台の上で刑吏による死刑執行の作業を補助することから発していた。実際、捕吏や市兵、刑吏といった治安維持機構を担う下級役人は不名誉な職業とされ、社会の周縁に押しやられた。彼らは市塔などの都市の周縁部に住み、手工業親方は捕吏や市兵の前歴を持つ者や、その子供の組合への受け入れ

を拒否した。⁽⁵²⁾このように捕吏や市兵に向けられた市民の賤視は、彼らが市民間の闘争へ介入することを妨げ、彼らの職務遂行を困難にした。⁽⁵³⁾

註

(1) ダイクスラー年代記は、「一五世紀年鑑」と呼ばれる、既存の複数の年代記にダイクスラーが一四八七年までの同時代史を加筆した部分と、一四八八一五〇六年の乞食担当官時代に、彼が見聞した日常の出来事を記述した部分から成っている。なお、ダイクスラーの生涯と彼の年代記に関しては、J. Schneider, Heinrich Deichler und die Nürnberger Chronistik des 15. Jahrhunderts, Wiesbaden 1991, が詳しい。

(2) Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert, Bd. 11, hg. v. K. Hegel, Leipzig 1874, Nachdruck, Göttingen 1961, S. 574.

(3) Ebd., S. 688f.

(4) W. Schultzeið(Hg.), Die Acht-, Verbots- und Fehdebücher Nürnbergs von 1285-1400, Mit einer Einführung in die Rechts- und Sozialgeschichte und das Kanzlei- und Urkundenwesen Nürnbergs im 13. und 14. Jahrhundert, Nürnberg 1960.

(5) M. Schüßler, Statistische Untersuchung des Verbrechens in Nürnberg im Zeitraum von 1285 bis 1400, in: ZRG., Germ. 108, 1991, S. 117-193, hier: S. 126f.

(6) Ebd., S. 186, 178.

(7) W. Schultzeið, Satzungsbücher und Satzungen der Reichsstadt Nürnbergs aus dem 14. Jahrhundert, Nürnberg 1965, S. 42f.

(8) J. Baader(Hg.), Nürnberger Polizeiordnungen aus dem 13. bis 15. Jahrhundert, Stuttgart 1861, Nachdruck, Amsterdam 1966, S. 51.

(9) Ebd., S. 53.

(10) Ebd., S. 51.

(11) Ebd., S. 52.

(12) Ebd., S. 52.

(13) Ebd., S. 53.

- (17) Ebd., S. 55f.
- (18) Ebd., S. 41f.
- (19) 都市の治安維持を担う下級役人として、捕吏や市兵の他に夜警や塔の番人などが存在した。
- (20) A. Bendlage und P. Schuster, *Hüter der Ordnung. Bürger, Rat, Polizei im spätmittelalterlichen und frühneuzeitlichen Nürnberg*, in: *Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg* (= MVGN) 82, 1995, S. 38f.
- (21) H. Knapp, *Das alte Nürnberger Kriminalverfahren bis zur Einführung der Karolina*, in: *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* 12, 1892, S. 200-276 und S. 473-552, hier: S. 212.
- (22) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 39.
- (23) Ebd., S. 39f.
- (24) Ebd., S. 40.
- (25) H. Martin, *Verbrechen und Strafen in der spätmittelalterlichen Chronistik Nürnbergs*, Köln, Weimar, Wien 1996, S. 43f.
- (26) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 40.
- (27) Ebd., S. 40.
- (28) Knapp, *Kriminalverfahren*, S. 268.
- (29) ニュルンベルクとランデンブルク、辺境伯との間ではおおよそニュルンベルクの市外領域における上級裁判権の管轄をめぐって小競り合いが絶えなかったが、積極的な領域政策を遂行した辺境伯アルブレヒトの時、両者の間に規模な衝突が勃発した(マルクグラフ戦争)。この戦争は一四五三年バイエルン＝ランツフート太公ルードウィヒの仲裁によって終結した。G. Peiffer (Hg.), *Nürnberg-Geschichte einer europäischen Stadt*, München, 1971, S. 115-119.
- (30) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 39.
- (31) Knapp, *Kriminalverfahren*, S. 266ff.
- (32) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 40, 41.
- (33) Ebd., S. 41.
- (34) Ebd., S. 42.
- (35) Ebd., S. 42.
- (36) Ebd., S. 42.
- (37) Knapp, *Kriminalverfahren*, S. 267.
- (38) P. Sander, *Die reichstädtische Haushaltung Nürnbergs. Dargestellt auf Grund ihres Zustandes von 1431 bis 1440*, Leipzig 1902, S. 481.
- (39) V. Groebner, *Ökonomie ohne Haus. Zum Wirtschaften armer Leute in Nürnberg am Ende des 15. Jahrhunderts*, Göttingen 1993, S. 134-137.
- (40) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 43.
- (41) Ebd., S. 43.
- (42) Ebd., S. 43f.
- (43) Ebd., S. 44.
- (44) Ebd., S. 44.
- (45) Ebd., S. 44.
- (46) Ebd., S. 45.
- (47) Ebd., S. 45.
- (48) Ebd., S. 45.
- (49) Die Chroniken, Bd. 11, S. 663.
- (50) Ebd., Bd. 11, S. 661.
- (51) Ebd., Bd. 11, S. 619f.
- (52) Bendlage und Schuster, *Hüter der Ordnung*, S. 48.
- (53) ヴェンドラーゲとシュスターによれば、捕吏や市兵の全般的な周縁化は一六世紀中頃に降始まった。参事会は一六世紀中頃以降捕吏に対する市民の蔑視を取り除くために、捕吏の刑吏や夜警との勤務上の接触を制限しようとした。捕吏と刑吏と一緒に飲んだり、博打を打ったりすることを禁止した。また給与の引き上げなど待遇の改善もおこなった。しかし、参事会の政策は一貫性に欠け、ちぐはぐであったため上記の措置は効果を上げなかった。Ebd., S. 47-53.

二 都市当局と暴力事件

以下では、中世末期のニュルンベルクにおいて暴力事件がどのように解決されていたかを考察する。しかし、そのために我々が利用できる史料はごく限られている。このような状況においてLibri conservatoriiは中世末期ニュルンベルクにおける暴力の考察を可能にする重要な史料の一つである。Libri conservatoriiの分析についてはV・グレーブナーの研究が存在するので、以下ではまずそれに依拠して考察を進めよう。

Libri conservatoriiはニュルンベルク都市裁判所の債務証書集であり、一四八四年以降完全に保存されている。それには下級裁判権に該当する活動が記録され、債務、差押、賃貸借権、賃金、相続財産などに関する訴訟や裁判所の決定が収められている。しかし同時にそれには非係争に関する記録も含まれている。すなわちその記録は、両当事者が債務、相続財産、雇用契約、そして暴力事件とその後始末に関して「私的な」契約を結んだ際、当事者がその遵守を期して、その契約を裁判所において記録したものである。² 暴力事件に関するものとして以下のような事例が見られる。³

一四八五年一〇月二二日に製パン業者クンツ・ローゼンツヴァイクは、彼の息子がエンドレス・ヴァグナーなる者に危害を加えたことに關して、その治療費として一〇と二分の一グルデンを三ヶ月ごとの分割払いで支払う契約を、ヴァグナーの利益代表者であるニコラウス・バウムガルトナーおよびその夫人と「平和的に、かつ友好的に」

(gütlich und freundlich) 結んでいる。また、一四八九年六月二日にはミヒエル・フェーデラーという者が、彼を殴り、切りつけたハンス・ヴェルフェルから九グルデンを受け取るという契約にサインしている。さらに、一四九〇年七月一五日には犯人の甥と片腕を切り落とされた被害者は二七グルデンの損害賠償金を支払うことで（そのうち五グルデンはただちに、残りは分割払いで支払われる）合意している。殺人事件も見られる。すなわち一四八六年には殺されたハインツ・フーラーの兄弟は犯人の親戚から三五グルデンの補償金を受け取るという契約にサインしている。

このように加害者が被害者やその遺族に賠償金を支払うことによって両当事者が和解し、それによって暴力事件を解決する方法は、Libri conservatoriiに一四八五年から一四九八年の間に二九件見られる。⁴ しかしこのような「私的な」契約文書からは都市当局が暴力事件の解決にどのように関与したかは明らかにならない。そこで次にダイクスラー年代記の中に見られる事件を分析してみよう。

ダイクスラー年代記には例えば以下のような事件が見られる。「同じく聖マルガレーテの日の前の金曜日（一四八七年七月六日）、ザクセンのコックがニュルンベルクの女性の館で、ある針金職人の息子を刺し殺した。そのコックは捕らえられ、牢獄に入れられた。（しかし）彼はそこに二日も入れておかれなかった。なぜなら、彼の主人、ザクセン大公が彼の恩赦のとりなしをしたからであった。（そこで）コックは死者の冥福のためにローマとアーヘンへ巡礼に行き、そしてまた、死者の母に一五グルデンを支払わなければならないことになった。」⁵

この事件では本来科せられるべき刑罰が緩和され、その代わりに巡礼行が科せられたと推測できる。犯人と遺族との間の和解契約に関する言及はないが、都市当局は犯人に死者の冥福のための巡礼行と遺族への賠償金の支払いを命じることによって犯人と遺族の間に和解を成立させたのではないかと思われる。

また、以下のような事例も見られる。「その年の聖パウロの日の水曜日（一四九一年一月二六日）にハンス・イムホフは彼の息子ルードヴィヒのために結婚式を催した。そしてその夜に市庁舎で行われた舞踏会で乱暴な男の一群が善良な若い娘、アグネス・バイロイターのシュライア（頭巾の一種）を強く引っ張り、また引き剥がした。そこで、彼女はパン切りナイフを引き抜き、彼女の背後にいた男めがけて突き刺し、そしてまた、彼女の前にいた別の（事件とは）無関係の男を突き刺した、彼女は市庁舎でその無関係の男の首筋を突き刺したのである。彼は瀕死の状態であつたので、心配された。そしてアグネスは聖ゼバルドゥス教会の墓地に逃げ込んだ。そして都市の捕吏が彼女を追いかけた。捕吏は友好的な言葉で彼女を説得し、彼女を（逮捕して）牢獄へ連れていった。そして彼女はそこに一二日間入れられた。そして彼女は都市の彼方へ五年間の追放刑の判決を言い渡された。そして首を刺された男は一命をとりとめた。彼女は彼と和解し（*beistelt*）、そして彼に全ての件に関して五グルデンを支払い、そして彼女はまた裁判官と参事会員に対してもおそらく二〇グルデン以上（の罰金を）支払わねばならなかったようだ」⁽⁶⁾。

アグネス・バイロイター事件においてはアグネスと被害者の男との

間に「私的な」和解が成立した後、都市裁判所はそれに応じて、以前に言い渡した判決を破棄して、再び罰金刑まで減刑された判決を言い渡している。このことは、「私的な」和解と「公的な」処罰が密接な関係にあることを示している。和解は都市当局によって促進され、時には、都市当局の圧力によってもたらされたのである。一四九一年にある殺害者は犠牲者の未亡人と「平和的に契約した」(*gütlich vertragen*)⁽⁷⁾後、はじめて都市参事会によって都市に再び戻ることを許された。一四八五年には殺された男の夫人は、都市参事会から犯人と和解するよう促されている。また一五〇四年に都市参事会は、ある殺人事件において被殺者の近親者と犯人に対して互いに平和を誓約し、折り合うように命令し、被殺者の親族がそれを拒否すると、都市参事会は被殺者の親族を逮捕している。⁽⁸⁾

このような事例は、前述のブルクハルツがチューリヒの都市裁判所の研究において示したのと同様に、ニュルンベルク市当局の処罰の目的が特定の個人あるいは集団を排除することにあつたのではなく、暴力事件を仲裁し、それによって都市平和を回復し、あわせて加害者を共同体へ再統合することにあつたことを示している。以下にとりあげる都市貴族間の闘争を解決するために都市参事会がとつた方法も同様のことを示している。

一五〇七年十一月、都市貴族ニクラス・フォルカアマーの夫人バラが催した舞踏夜会に都市参事会員ハンス・トゥーマーの息子が、アウグスブルクの都市貴族ウツ・ヘアヴァルトと武器を持った多数の従者（その中には市兵も一人いた）を伴って、参加していた。参加者

の中の一人が踊っている最中に意地悪く足を引っ掛けられたことを口実にして、トゥーマーは突然、殴り合いの乱闘を起した。⁽¹⁰⁾この乱闘は流血沙汰となり、その場にいた都市参事会員イェルク・クレス、ヘアヴァルトなどが負傷した。トゥーマーたちは、駆けつけた都市の捕吏に攻撃されて、フランシスコ会修道院のアジールへ逃げ込んだ。都市参事会は彼らに対して体刑を科さないことを約束したので、彼らは都市参事会との交渉に応じた。交渉においてトゥーマーは舞踏夜会において誰も傷つける意図はなかったと弁明し、また、クレスが彼に以前から不名誉で、侮辱的な態度をとり、自分はこれまでその態度に耐えてきたと主張した。すなわち、トゥーマーは以前に家の紋章が割られ、窓に石を投げられ、クレス邸の前を通ったとき、汚れた水をかけられたと。

都市参事会はヘアヴァルトとトゥーマーの二人の従者に賠償金の支払いを命じ、また、ヘアヴァルトを追放し、市兵オズヴァルト・ドリッガーを罷免して、都市からの永久追放を命じた。トゥーマー自身は罰せられなかった。参事会は両派に対して互いに平和を守ること、舞踏会その他で互いに罵りあったり、侮辱しあわないことを宣誓させた。

それでは、都市参事会の調停・仲裁によって解決された暴力事件は、そのような解決によらない暴力事件とどのような数量的関係にあったのであろうか。グレーブナーの整理したデータはこの関係を部分的ながら明らかにしている。そのデータの基になっているのは、一五三〇年代にニュルンベルクがブランデンブルク・アンスバッハ辺境伯とニュルンベルクの市外の領域の一部における裁判権をめぐって争った際に、

領域において過去において帝国都市ニュルンベルクの裁判がおこなわれてきたことを証明しようとして、ニュルンベルク市参事会が一五世紀末のアハト・刑罰集から抜粋して作成した文書である。その文書には一四八三年から一四九九年の間に全部で三一件の判決が記録されている。窃盗事件が全部で一〇件記録されており、そのうち七件が死刑の判決を受け、三件は体刑と都市追放刑に処せられた。また都市当局は三件を謀殺(mord)として死刑に処し、同じく三件に故殺(foddlag)として死刑の判決を下した。それに対して他の五人の故殺者は、恩赦の請願によって賠償金の支払いまでに減刑され、残りの一〇件において故殺者は都市に罰金を支払った後、犠牲者の遺族への賠償金の支払いによって遺族と折り合いをつけた。⁽¹¹⁾したがって一五件の殺害(故殺)事件が近親者への賠償金の支払いによって調停されたことになる。

調停・仲裁による暴力事件の解決は一五世紀末のニュルンベルクにおいて暴力事件の広く普及した調整方法であった。この方法によって都市当局は都市平和の維持・回復に努めた。上述のLibri conservatoriiに記録されている殺人と傷害に関する二九件の「平和的で友好的な」契約のうち、ただ一件においてのみ犯人と被害者が直接契約を結んでいる。他の全てのケースにおいて犯人と被害者は仲介人を通じて代表されていた。裁判所での損害賠償契約は、両当事者の近親者あるいは代理人の間で締結された。⁽¹²⁾このことは契約を保証し、闘争をそれをもって終了させることを裁判所において義務づけたのである。都市当局は調停者として機能し、復讐の断念と「平和的で友好的な」合意を実現しようとしたのである。

しかし、そのような和解に基づく調整が禁止された事件もあった。夫を殺されたニュルンベルク近郊のゴステンホーフの婦人に対して参事会は一四七二年に犯人と折り合うことを禁止している。⁽¹³⁾ 都市当局によって賠償で解決できる故殺（*todslag*）ではなく、謀殺（*moord*）と判断された事件においては交渉・調停の可能性は存在しなかった。⁽¹⁴⁾ 故殺と謀殺の間の区分は流動的で、厳密ではなかった。謀殺を、故意や計画に基づく殺害行為と捉える区別の方法もあれば、⁽¹⁵⁾ 事件に関与していた人を基準に区別する場合もあった。例えば夫婦間あるいは親族間の殺人、小参事会員や大参事会員の家族の成員が関与した殺人事件が都市当局によって謀殺と判断されることがあった。⁽¹⁶⁾ そのような事件の場合、犯人を捕らえたり、あるいは犯人に関する情報を提供した者に対して都市当局は特別に報酬を与えることがあった。例えば、一五〇一年六月七日の夜、名望家のイェルク・ヴィンターが寝室である男に斧で頭を割られた。犯人は昼間はベッドの下に隠れ、その後、逃走した。翌日、イェルクは死に、同じ日の朝、「市庁舎から謀殺（*Moord*）を犯したその謀殺者（*Eörder*）を捕らえ、参事会に引き連れてきたいかなる者に対しても参事会は四〇〇ライン・グルデンを与えるということが告示された」。⁽¹⁷⁾ 四〇〇ライン・グルデンという額の大きさに参事会の犯人逮捕に対する決意の強さが現れている。そして、犯人が捕らえられた場合、非常に厳しい刑が科された。謀殺と故殺のまったく明瞭な区別は、処罰の方法に關していた。例えば、一五〇三年にある婦人は、夫婦喧嘩の末に別れた夫を「謀殺する」（*ermorden*）ために、ある男を二グルデンで雇った。その男は依頼者の夫を殺すこと

に成功し、そのまま逃走した。婦人は捕らえられ、両頬に焼き印を入れられた。⁽¹⁸⁾ このような刑罰は彼女を共同体から排除し、周縁化する効果があった。また、一四九六年には製パン業者のゼヴァルトが「彼の妻の頭を、彼女が夜一人でベッドにいるときに、薪で殴った。」⁽¹⁹⁾ 彼女は死ななかったが、ゼヴァルトは処罰として両眼をくりぬかれた。それに対して、一の冒頭で述べたパウルス・アイゼンフートが彼の隣人のヴォルンシュラーハーを殴り殺した事件は、都市当局によって故殺と判断されたようである。なぜならアイゼンフートは三〇〇グルデンの罰金を科され、大参事会員を罷免されただけで済んでいるからだ。⁽²⁰⁾ この場合殺害が衝動的になされたことに故殺と判断された理由があると思われる。

故殺と謀殺に対する都市当局の扱いの差異は犯人がアジールに逃げ込んだときにも顕著に現れた。例えば、前述のトゥーマー事件において参事会はフランシスコ会修道院のアジールに逃げ込んだトゥーマーに対して実力をもって逮捕しようとはせず、彼に体刑を科さないことを約束したうえで、この事件を交渉によって解決する方法を選んだ。また、先に述べたアグネス・バイロイター事件においても男を傷つけた後、聖ゼバルドゥス教会の墓地に逃げ込んだアグネスに対して、彼女を追跡してきた捕吏は友好的な言葉で説得しようとしている。さらに、一五〇五年五月七日の夜には次のような事件が起きている。「同じく水曜日の夜の一時頃、ハインツという者が聖ゼバルドゥス教会に逃げ込み、その教会の門にたてこもった。五人の市兵が彼を追ってきた。ハインツは市兵が門をこじ開けるまで、そこにとどまっていた。

ハインツは今度は聖体安置塔に逃げ込み、翌日の昼までそこにたてこもっていた。(中略)やがてウルマン・シュトロマーとグルントヘルの二人の参事会員がやって来て、ハインツと交渉し、(その結果)ハインツはすすんで教会を出ることになった。そして彼は逮捕され、牢獄に入れられた⁽²⁾。この事件では、聖ゼバルドゥス教会のアジールへ逃げこんだハインツを説得するために、わざわざ二人の参事会員が出向いている。そしてハインツと参事会員が「交渉し」、最終的にハインツが「すすんで教会から出ることになった」という記述から、ハインツに何らかの有利な条件が出されたと推測できる。

しかし、以下の事件ではアジールに逃げ込んだ犯人に対する全く対照的な措置が見られる。一四九三年にアントン・シェッツェルという名の者が、教会へ行く途中のある身重の婦人を持ち伏せ、その婦人の両膝の腱を切断し、頬を切り裂き、その後婦人はその傷が原因で死ぬ、という事件が起きた。婦人を殺した後、「その犯罪人(シェッツェル)はドイツ騎士修道会のアジールへ逃げ込んだが、そこから力ずくで(mit gewalt)引きずり出された。そして、彼は連れて行かれた。(中略)彼は車裂き刑に処せられ、車輪の上に晒された⁽³⁾」。この事件においては都市当局はアジールに逃げ込んだ犯人を実力でもって逮捕し、死刑の最も重い形態の一つである車裂き刑に処している。

都市当局がこのように強硬な手段にでることができた背景には、この事件が被害者や被害者の遺族に対する賠償金の支払いでは解決できない悪質な事件であるという認識において都市当局と市民の間にコンセンサスが成立していたからである。ダイクスラーはこの事件の叙述

においてシェッツェルを犯罪人・悪人(powricht)と呼んでいる。また、先に述べた、喧嘩別れた夫を殺した妻は、夫を「謀殺する」(ermorden)のために男を雇った、とダイクスラーに認識され、この事件の叙述で彼はその婦人を「彼女はあばずれであった」(die was ein püblin)と記している。ダイクスラーの犯人に対する以上のような記述や意見の表明は前述のアグネス・バイロイターに関する表現と著しいコントラストを成している。彼はアグネスを善良な娘(euen ein)と呼んでいる⁽⁴⁾。

以上で見てきたように、都市当局の役割は主に闘争を調停・仲裁し、都市の平和を回復することであった。このような機能は、都市当局が自らの刑罰権を暴力の純粹な抑圧に使うことができなかったことを意味している。しかしニュルンベルクの都市裁判所の機能は調停・仲裁の機能に尽きない。都市裁判所は殺人事件においてそれが故殺か、あるいは謀殺かを判断した。その判断の基準は曖昧であり、都市当局はその都度、判断することによって、裁量権を留保していたのである。

註

(1) V. Groebner, Der verletzte Körper und die Stadt. Gewalttätigkeit und Gewalt in Nürnberg am Ende des 15. Jahrhunderts, in: A. Lütke und T. Lindenberger(Hg.), Physische Gewalt, Frankfurt/M. 1995, S. 162-189.

(2) Ebd., S. 171f.

(3) Ebd., S. 172.

(4) Ebd., S. 172.

(5) Die Chroniken, Bd. 10, S. 384.

(6) Ebd., S. 562f.

(7) Groebner, Körper, S. 176.

- (8) Ebd., S. 176.
- (9) Ebd., S. 176.
- (10) この事件の記述はGroebner, Ratsinteressen, Familieninteressen, S. 290. に拠った。
- (11) Groebner, Körper, S. 173f.
- (12) Ebd., S. 175.
- (13) Ebd., S. 177.
- (14) Ebd., S. 177.
- (15) Martin, Verbrechen und Strafen, S. 101.
- (16) Groebner, Körper, S. 177.
- (17) Die Chroniken, Bd. II, S. 637.
- (18) Ebd., S. 658.
- (19) Ebd., S. 587.
- (20) Ebd., S. 689.
- (21) Ebd., S. 690.
- (22) Ebd., S. 573f.
- (23) ダイクスラーにおいて、しばしば謀殺と故殺の言葉の使用における混乱が見られる。例えば、一五〇一年に二人の男を「謀殺した」(ermört) 木こりの息子が死刑のもつとも緩和された形態であり、名誉ある刑であった斬首刑に処せられたという記述が見られる。Ebd., S. 632.

まとめ

中世末期のニュルンベルクの捕吏や市兵は、犯罪をそれほど熱心には取り締まらず、また粗暴で賄賂が利き、したがって市民にとって信頼できない存在であった。そして、すでにこの頃には捕吏や市兵は市民によって賤視され始めていた。市民はこのような捕吏・市兵に対してしばしば激しく抵抗した。

このような市民と捕吏・市兵との対立は、中世後期・近世の市民の間で頻発した暴力事件の性質を背景にして考察されるべきであろう。ブルクハルツは、名誉に敏感で傷つきやすく、それ故頻繁に闘争を巻き起こしたチューリヒ市民の姿を明らかにした。⁽¹⁾ また、中世後期の都市バーゼルにおいて手工業者の暴力と名誉の関係を考察したK・シモンシャイドは、あるバーゼルの職人が自分の親方と決闘することを要求したが、その親方はそれを拒否し、その職人が応じようとしなかった法的手段によって闘争の決着をはかろうとした例を引き合いに出して、法的手段が必ずしも闘争解決のための可能性を提供しないこと、そして、それ故拒絶される場合があったことを示している。法的手段の拒否は、特に個人あるいは集団の名誉が問題にされ、侮辱され、傷つけられたとき生じる。自らの名誉を自ら防衛し、回復できない者は、その名誉を失った。シモンシャイドは名誉の概念を個人や集団の社会的、経済的な信用を保持するものであり、名誉の有無は社会内の個人や集団の位置を決定すると考えている。このような市民・都市住民の意識に対して都市当局は、唯一正当な裁判機関としての自己理解に基づいて判決を下すこと、したがって闘争解決の独占を要求した。この機能において都市当局は、市民・住民に「合法的」に受け入れられていた「私的な」暴力による闘争の解決という行動を処罰しようとした。都市当局によって制定され、刑の脅しを通じて押し付けられた規範は、名誉の観念に基づいて闘争の暴力的解決を要求する市民・住民の規範と衝突したのである。⁽²⁾ このようなシモンシャイドの考

よる市民間の闘争への介入を排除し、そのことによって都市当局による市民の規律化を妨げたと考えられる。

ニルンベルクにおいても傷つけられた名誉を回復するために引き起こされた暴力事件が見られる。前述の都市貴族ニクラス・フォルカアマーの夫人バルバラが催した舞踏夜会で参事会員ハンス・トゥーマーの息子が起こした暴力事件の原因はイェルク・クレスがトゥーマーに以前から不名誉で、侮辱的な態度をとってきたことであつた。また、一四七三年八月五日に開かれた参事会で、参事会員アントニ・ホルツシューハーは、同じ参事会員であるハンス・トゥーマーを以下の理由で訴えている。ホルツシューハーが訴えるところによれば、七月二八日の夕方彼がニルンベルク近郊を騎行しているとき、トゥーマーの待ち伏せにあつた。トゥーマーはホルツシューハーの顔を頭巾で覆い、馬蹄に掛け、斧で叩き殺そうとし、そしてホルツシューハーが逃れると、トゥーマーは侮辱的な言葉を吐きながら彼を市壁内まで追いかけてきた。トゥーマーはホルツシューハーの訴えに対して、ホルツシューハーが以前自分を嘲笑したことが今回の事件の原因であると弁明している。⁽³⁾

これら二つの事件に対して参事会がとった処置は、前者に関してはすでに述べたが、後者において参事会は、トゥーマーにホルツシューハーへの賠償金と傷の治療費の支払いを命じ、さらに二か月間の拘禁刑とニルンベルクの隣のヴィンドゥスハイムへの一年間の追放刑を科した。もっとも拘禁と追放の期間は半分に恩赦された。⁽⁴⁾しかしこの刑によって都市の政治的エリートとしての彼のキャリアは傷つけられ

なかつたようだ。なぜなら彼を早くも二年後にミルヒマルクト地区の街区長官として確認できるからである。⁽⁵⁾

このような事例は、二でも述べたように、ニルンベルク市当局の処罰の目的が特定の個人あるいは集団を周縁化し、排除することにあつたのではなく、闘争の仲裁を通じた都市平和の回復と犯罪者の共同体への再統合にあつたことを示している。都市当局は、一方で「名誉」の自己防衛を中核とする規範に基づいて頻繁に暴力事件を巻き起こし、またその暴力事件への捕吏や市兵の介入に激しく抵抗した市民の存在に配慮しつつ、しかし他方で同時に唯一正当な裁判機関として犯罪者を処罰し、都市平和を回復せねばならなかつた。したがって都市当局は暴力事件の解決を犯罪者にとつても都市当局にとつても「面目を失う」ことにならない形で実現せねばならなかつた。このような状況において都市当局は、自らの刑罰権を暴力の純然たる抑圧に使うことができなかつた。むしろ都市当局は、自らの監督の下で両当事者間に合意に基づく和解を成立させ、それによって都市の平和を維持・回復する方法をとつたのである。

しかし、そのような和解による解決が禁止されている事件もあつた。都市当局によって賠償によって解決できる故殺 (totslag) ではなく、謀殺 (bord) と判断された事件においては交渉・調停の可能性は存在しなかつた。このような場合犯人は非常に厳しく処罰された。都市当局は故殺か、謀殺か、という判断において裁量権を持ち、後者と判断した場合、その犯人を厳しく処罰した。この裁量権は調停者としての都市当局の地位を裏付け、その意味で裁量と調停は補完しあつてい

たと考えられる。しかし、都市当局によるこの裁量権の運用も、市民とのコンセンサスの範囲内でおこなわれたのである。

本稿では、帝国都市ニュルンベルクにおいても都市当局はヘルシャフトを行使する際に、都市当局と市民の間のコンセンサスを重要視したことを解明したが、以上の考察をもって都市権力と市民の関係、より限定的に言えば、都市当局のヘルシャフトの行使に市民がいかなる影響を与えたか、という問題が十分に解明されたわけではない。特に、シュヴェルホフが示した、犯人の血縁者や隣人、仕事仲間を通じた恩赦の請願という形で現れる都市当局に対するゲノッセンシャフト的な働き掛けの問題に関しては、触れることができなかった。これを他日の課題とすることにして本稿を終わりたい。

- (1) Burghart, Disziplinierung.
- (2) K. Simon-Muscheid, Gewalt und Ehre im spätmittelalterlichen Handwerk am Beispiel Basels, in: ZHF 18, 1991, S.1-31, hier: S.2f.
- (3) Groebner, Ratsinteressen, S.289.
- (4) Ebd., S.289.
- (5) Ebd., S.289.